

介護保険制度開始から5年

介護保険施設などの 利用料が変わります

介護保険制度が開始されて5年が過ぎ、老後の生活を支える制度の一つとして定着してきました。その一方で、介護保険制度から支払われる費用は年々増え続け、平成17年度の国全体での費用額は約7兆円（スタート時の約2倍）に達する勢いであると言われています。今回の改正では、この費用を出来る限り抑えるために、介護保険施設などで利用者が負担する費用の見直しが行われました。

施設と在宅の負担割合を公平に

介護保険制度は訪問介護などの在宅サービスと特別養護老人ホームなどの施設サービスの二つに大きく分けられます。

これまでの制度では、在宅でサービスを受けている

人は、食費や居住費を本人が負担しているのに対し、施設でサービスを受けている人は、食料料費を除いて介護保険制度で負担（以下「給付」）してきました。今回の改正では、どのサービスを受けても、給付と自己負担が公平になるよう、給付の範囲を介護する部分に重点化して、居住費と食費の部分を給付の対象外とし、利用者が負担することに見直されました。

ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）も同様ですが、デイサービス（通所介護）とデイケア（通所リハビリテーション）の食費も今回の改正の対象となります。

今回の見直しで利用者は支払わなければならない費用が増えることになりましたが、市町村民税非課税世帯などの所得が低い人には負担の上限を設けて、自己負担の軽減を図ります（「自己負担の軽減を図ります」）

今回の見直しで利用者は支払わなければならない費用が増えることになりましたが、市町村民税非課税世帯などの所得が低い人には負担の上限を設けて、自己負担の軽減を図ります（「自己負担の軽減を図ります」）

サービスとデイケアは軽減されません。負担が軽減されるためには「負担限度額認定証」が必要です。施設の利用者には個別に案内と申請書を送付していますが、ショートステイの利用者や、申請書をお持ちでない人は、施設や市町村または広域連合へお問い合わせください。

利用者負担段階区分は4段階

所得の低い人への負担上限は、利用者負担段階と利用するサービスによって変わります。利用者負担段階は次のとおりです。

利用者負担第1段階	●市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者
利用者負担第2段階	●市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
利用者負担第3段階	●市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人
利用者負担第4段階	●市町村民税課税世帯

※ 高額介護サービス費も見直しが行われ、利用者負担第2段階の人は利用者負担上減額が24,600円→15,000円に改められました。第3段階の人はこれまでどおり24,600円となります。